

登録免許税非課税申請のための証明願に必要な書類

- 証明願（２通）
 - ※ １通を県で使用、１通を証明して交付する
- 山口県収入証紙 ７００円分
- 添付書類（各１通）
 - ※ 添付書類が写しの場合、代表役員名で原本証明を行うこと

【共通書類】

- (1) 責任役員会の議事録の写し
- (2) 責任役員就任受諾書の写し（責任役員の任期が確認できる役員名簿の写しでも可）
- (3) その他機関の同意書謄本（規則に定めのある場合）
- (4) 包括団体の承認書謄本（規則に定めのある場合）
- (5) 公告証明書・公告文及び写真（公告事項に該当する場合）
- (6) 法人規則の写し
- (7) 印鑑証明書（法務局発行）
- (8) 返信用封筒（郵送での交付を希望される場合のみ）

【境内地の場合】

- (1) 利用計画書（従前から所有するものの場合、登記が行われなかった理由を付すこと）
- (2) 土地の履歴事項全部証明書 ※登記官の印があるもの
- (3) 農地転用許可謄本（地目が農地の場合）
- (4) 寄附証書謄本（寄附者の印鑑証明書添付）又は売買契約書謄本
- (5) 公図（法務局発行）
 - 現況図（現在の境内建物、境内地との位置関係等が確認できるもの）
 - 案内図（土地の位置が分かる周囲の見取り図）
- (6) 写真（現況図等に番号を付して撮影位置を示すこと）※現況確認のため

【境内建物の場合】

- (1) 利用計画書（従前より所有する建物で登記されていない場合、その理由を付すこと）
- (2) 土地・建物の履歴事項全部証明書 ※登記官の印があるもの
- (3) 寄附証書謄本（寄附者の印鑑証明書添付）又は売買契約書謄本（所有権移転登記の場合）
- (4) 配置図（敷地に建物の配置を示した図面）
- (5) 平面図（間取りが分かる図面）
- (6) 案内図（建物の位置が分かる周囲の見取り図）
- (7) 写真（外観及び内観。平面図に番号を付して撮影位置を示すこと）

申請の内容によって上記以外の書類の添付を求める場合があります。
現地調査を行う場合があります。